

# 税制対策セミナー開催のご案内

## ●商業・サービス業・農林水産業を含む 中小企業等の活性化減税について

経営改善指導を受け、店舗改修等に伴う器具備品・建物付属設備の取得の場合、特別償却・税額控除ができることをご存知ですか？

**改正概要** 【適用期間：2年間（平成26年度末まで）】

○商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物付属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める措置を創設する。  
（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業、農林水産業



相談

アドバイス

アドバイスを踏まえた設備投資

アドバイスをを行う機関

認定経営革新等支援機関  
商工会議所  
商工会  
都道府県中小企業団体中央会  
商店街振興組合連合会 等

税制措置

（特別償却又は税額控除）

◆適用条件

- ・建物付属設備は1台60万円以上
- ・器具/備品は1台30万円以上

H25.1月経済産業省資料より

◆税制措置内容

取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除  
（但し、法人税額の20%・対象法人は資本金3,000万円以下の中小企業に限る）

◆適用年度

平成25年4月1日～  
平成27年3月31日まで

セミナーは、下記のお申込みにより受付となります。

平成25年7月26日 PM 3:00より開催致します。《受付開始：PM 2:40より》

アルカスSASEBO 2F小会議室にて開催致します。

お申込みはこちらまで！

※申し込み定員24名様  
【1社2名様までとさせていただきます。】

株式会社 マゴオリ

会社名

お問い合わせ：TEL 0956-23-5381

お電話番号

お申込み：FAX 0956-22-3340

氏名

担当営業 \_\_\_\_\_ 宛

URL <http://www.magoori.co.jp>

※個人情報に関して  
お客様よりご提供頂いた個人情報に関しましては、弊社の個人情報管理方針に基づき、適切に管理致します。